平成２４年（フ）第２４０６号
大阪市東成区大今里３丁目14番13号　アクシス大阪203号、前住所大阪府羽曳野市野々上２丁目27番８号
債務者　前田　由美（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４９号
大阪市西淀川区福町１丁目12番34―903号、住民票上の住所神戸市北区惣山町５丁目11番地の４
債務者　松井　桃代（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４２号
大阪市北区中津３丁目21番16号
債務者　吉田　　清
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５４号
大阪府枚方市牧野阪３丁目２番28号、前住所京都府八幡市八幡月夜田71番地の８
債務者　長友小夜子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５９号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番５―907号
債務者　三砂　　学
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６８号
大阪市住之江区御崎２丁目11番23号
債務者　岡本　清史
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５１号
大阪市中央区上町１丁目15番１―1205号
債務者　榎本　和恵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５５号
大阪府守口市京阪北本通５番20―303号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５７号
大阪市港区田中３丁目１―130　第２港晴寮、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄６丁目18番11号
債務者　小倉　　憲
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５９号
大阪府寝屋川市国松町22番１号
債務者　林　　重行
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2051番地２
債務者　藤井　正和
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５２号
山口県宇部市大字東須恵873番地１、従前の住所山口県山陽小野田市大字山野井3091番地
債務者　藤野　　茂
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目５番地５　たもとマンション101
債務者　金城　栄八
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県高山市下岡本町2955番地18　コーポシャイン202号、前住所島根県出雲市大津町589番地10
債務者　山崎　秀夫
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第７７２号
名古屋市守山区喜多山２丁目41番15号　アーバンスペース駒207号
債務者　飯田　和代
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８２号
名古屋市千種区茶屋が坂２丁目６番Ａ―103号　三旺マンションサンテラス茶屋ケ坂
債務者　境　　昌子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８３号
名古屋市港区福田１丁目1118番地　グランディールＤ棟103号
債務者　中平　久美（旧姓八雲）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部